

令和7年3月31日で移動公衆便所の貸出事業は終了します

◆ 事業終了に至った背景について

本市では、市内で市民文化の向上、健康増進を図るための行事を公衆便所のない公園、河川敷等で行う団体等に対し、市が保有する移動式公衆便所を無料で貸出を行っており、皆さまにご利用いただけてきました。

しかしながら、近年、市が保有する移動式公衆便所の老朽化が進んでいることや、市全体の財政状況が悪化していることから、財政構造改善基本方針に基づき、本事業は**令和7年3月31日**をもって**終了**することといたしました。

◆ 事業終了後の対応について

令和7年4月1日以降は本市では貸出を行いませんので、次のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

● 仮設トイレについて

民間のレンタル業者にご相談の上、契約してください。

※**レンタル費用が必要**です（料金は業者によって異なります）。

※市では**特定業者の紹介・斡旋**はいたしません。

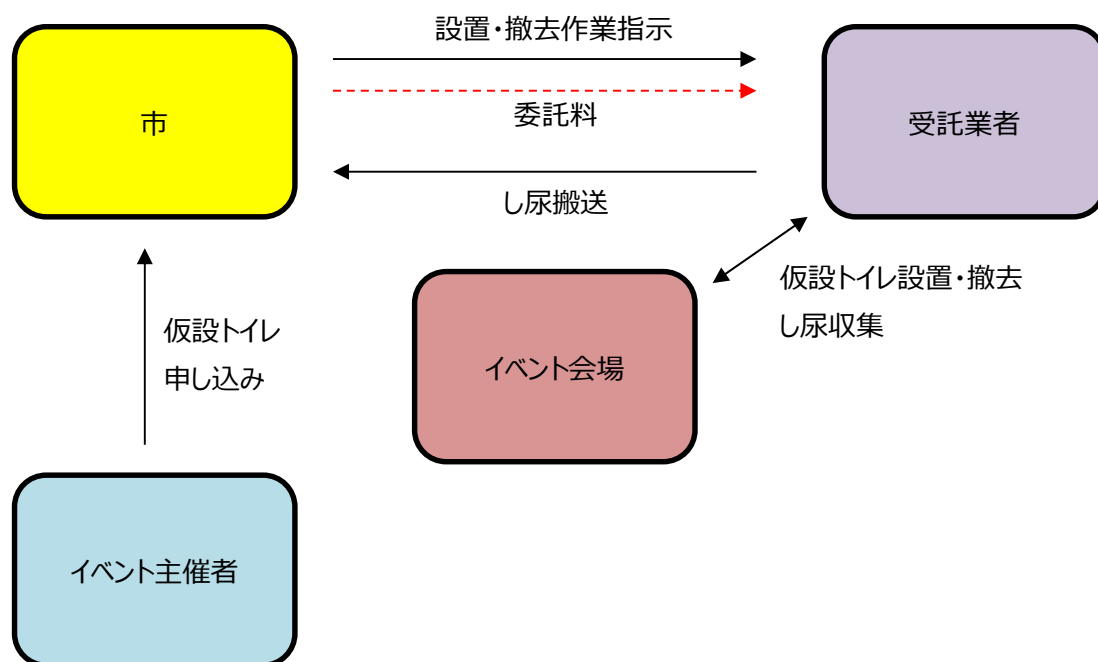
● し尿の汲み取りについて

本市が許可している業者しかご利用いただけません。全許可業者が加盟している**西宮環境事業協同組合**（TEL：0798-36-1752）までお申し込みください。

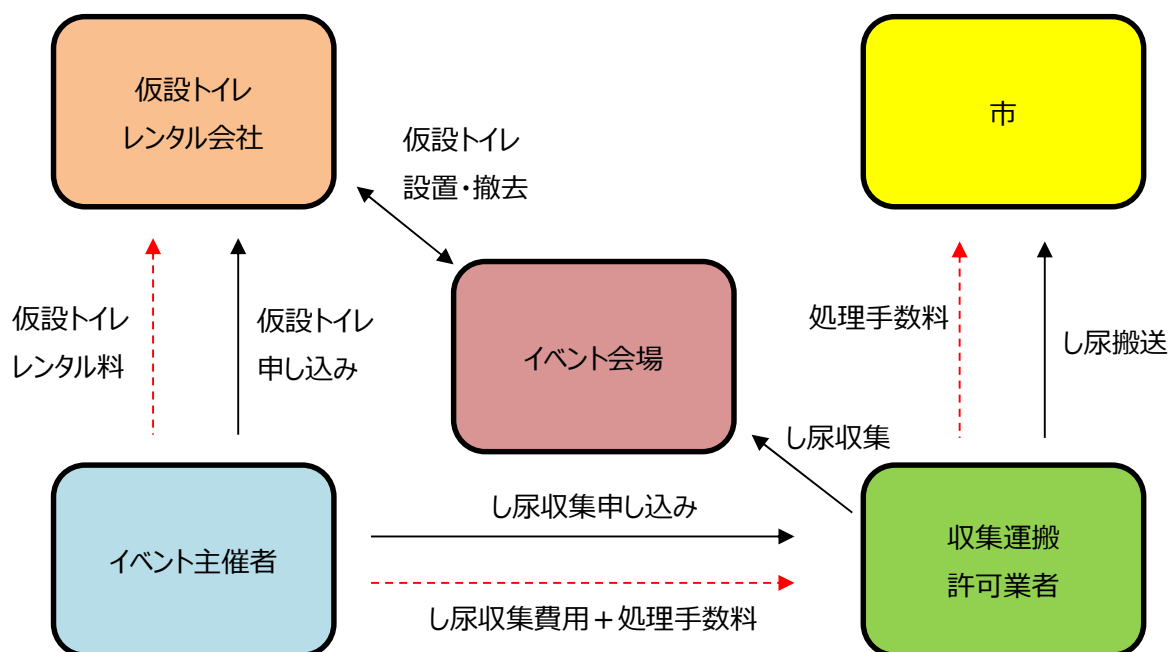
※料金は組合にお尋ねください。

※組合への問い合わせは、令和6年11月1日（金）以降でお願いします。

◆ 現在の移動便所貸出事業の流れ



◆ 移動便所貸出事業廃止後の流れ



お問い合わせ先 西宮市役所 美化第3課 TEL0798-33-0779

〒662-0934 西宮市西宮浜3丁目3番

月～金の8時20分から11時45分、12時30分～16時50分まで